

2017年3月31日

各位

オリックス生命保険株式会社

## 「朝型勤務奨励金」、「リフレッシュ休暇取得推進制度」の実施について ～長時間労働の撲滅を目指し、働き方改革を推進～

オリックス生命保険株式会社（本社：東京都港区、社長：片岡 一則、以下「オリックス生命」）は、働き方改革の一環として、「所定外労働に関する基本ルール」、「朝型勤務奨励金の支給」および「リフレッシュ休暇取得推進制度」を新設し、2017年4月より適用を開始します。

オリックス生命は、保有契約件数が10期連続で2桁の伸び率を達成し、社員数は直近3年間で約2倍となるなど急速に業容を拡大しています。今後も成長を続けていくためには、社員一人一人の生産性を高めながらより働きがいのある職場づくりへの変革が必要であり、そのような背景のもと、オリックスグループの「職場改革プロジェクト」に合わせて、2016年12月に「働き方改革検討会」を立ち上げました。

このたび、2017年9月末までの数値目標として「月80時間以上（\*）におよぶ長時間所定外労働の撲滅」「平均所定外労働時間 前年同期比20パーセント削減」を掲げ、新年度より具体的な職場改善を推進していきます。

新設する「朝型勤務奨励金の支給」は、朝8時までに出勤した社員が18時までに退社をした際に一日当たり1,000円の奨励金を支給するもので、朝型勤務の推奨により業務効率を高め、結果、所定外労働時間を削減することを目的としています。支給は全社員（一部職種を除く）が対象で、月額15,000円が上限となります。

また、「リフレッシュ休暇取得推進制度」は、所定の有給休暇とは別に新たに特別休暇（リフレッシュ休暇）を5日分付与するもので、5営業日連続で休暇取得した社員に対して3～5万円を支給します。1週間以上の休暇取得を促進することで、社員個人の心身のリフレッシュとともに、チームワークの向上や業務の属人化防止、生産性の向上を図ります。

オリックス生命は3期連続のベースアップを実施しており、「リフレッシュ休暇取得推進制度」新設により実質4期連続のベースアップとなります。これらの施策を契機に、全社を挙げた働き方改革を推進し、社員一人一人の意識改革と社内の環境を整備し、全ての社員が能力を最大限に発揮できる、より働きやすい職場づくりを目指してまいります。

## 働き方改革推進内容（2017年4月より）

### ■ 所定外労働に関する基本ルール

- ① 深夜（22時以降）勤務の原則禁止
- ② 法定休日（日曜）出社の原則禁止
- ③ 終業後、翌日の業務開始まで11時間の間隔を空ける【勤務間インターバル規制】
- ④ 連続7日以上勤務の原則禁止【勤務間インターバル規制】

### ■ 朝型勤務奨励金の支給

朝8時までに出勤した社員が18時までに退社した場合、1回あたり1,000円を翌々月給与日に支給（月15,000円上限）

実施期間：2017年4月1日～2017年9月30日（運用状況により制度化を検討）

### ■ リフレッシュ休暇取得推進制度

所定の有給休暇とは別に新たに特別休暇（リフレッシュ休暇）を5日分付与するもので、対象期間内にリフレッシュを目的とした特別休暇を5営業日連続で取得すると、奨励金を支給。支給対象はリフレッシュを目的としたレジャー関連費用（交通費・宿泊費・飲食費などで、同行した家族や友人の分を含むことも可）。

- ・ 対象期間：2017年4月1日～2018年3月31日（1年間、期間中一人1回限り）
- ・ 支給金額：課長層以上 50,000円、課長層未満 30,000円

〔参考〕2016年12月1日～2017年2月28日までの期間において、オリックス生命一部社員を対象に「朝型勤務奨励金の支給」をトライアル実施。結果、80時間以上（\*）の所定外労働者は約80%削減、平均所定外労働時間は約13%削減を達成。

\*法定外換算で60時間程度。当社の所定労働時間は、午前9時から午後5時（休憩1時間）の7時間。

以上

＜本件に関するお問い合わせ先＞  
プロフィットマネジメント本部 調査広報チーム  
狐塚・弘重・林 TEL：03-6685-7996